資料７

早期審査・早期審理の運用の見直し（案）

１．概要

商標登録出願の早期審査・早期審理制度は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期処理のニーズや経済活動のグローバル化を踏まえ、平成９年９月１日から導入し、平成２０年４月から地域団体商標登録出願についても対象としたところである。

商標登録出願の審査順番待ち期間は、平成１９年度末で６．９ヶ月（暫定値）となっているが、更なる期間短縮を要望する声もある。

そこで、こうしたユーザーの要望に応えるため、商標登録出願の早期審査及び早期審理の対象の拡大について検討してはどうか。

２．現行の早期審査制度の概要

商標登録出願の早期審査制度は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期処理のニーズや経済活動のグローバル化を踏まえ、平成９年９月１日から導入したものである。

①出願人自身又はライセンシーが、出願商標を指定商品・役務に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めており[1]、かつ、②権利化について緊急性を要する出願[2]であることを要件とし、早期審査に関する事情説明書が提出された場合には、通常出願に優先してすみやかに審査を開始[3]し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続きを進めるものである。

---

[1] 「出願人自身又はライセンシーが、出願商標を指定商品若しくは指定役務に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている出願であること」については、出願商標の使用商品・役務が指定商品・役務中に含まれていれば足りる。

[2] ここで「権利化について緊急性を要する出願」とは、緊急な権利化が求められていることを指し、例えば、次のいずれかに該当するものをいう。

a)第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合

b)出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合

c)出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

d)出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

e)その他、第三者との関係において権利化について緊急性があると認められる場合

[3] 「平成２０年度に特許庁が達成すべき目標について」において、商標登録出願については、申出から原則として全件３．５ヶ月以内に、地域団体商標登録出願については、同じく全件４．５ヶ月以内に、一次審査結果の発送を努める、としている。

（参考１）商標登録出願件数及び早期審査申出件数の推移

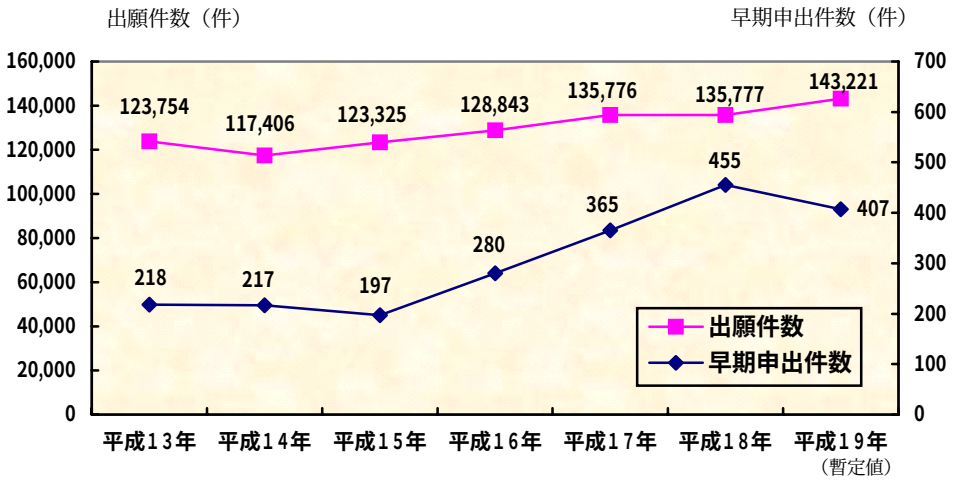

３．問題の所在

（１）商標登録出願の審査順番待ち期間について

商標登録出願についての審査順番待ち期間は、平成１５年度から平成１９年度に至る５年間、６ヶ月～７ヶ月を推移している。

（参考２）商標登録出願の審査順番待ち期間の推移

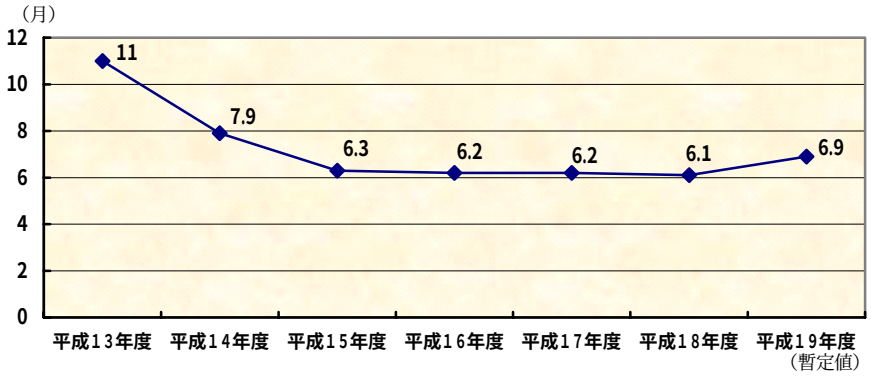

（２）ユーザーニーズ

平成１７年度商標出願動向調査（平成１８年３月）によれば、審査順番待ち期間については６７％のユーザーが６ヶ月～７ヶ月が適当と回答していることから、現在の商標登録出願についての審査順番待ち期間は、概ねユーザーニーズに応じた審査順番待ち期間と見ることができる。

一方で、２６％のユーザーが２ヶ月～４ヶ月が適当とする回答があり、個人や商品ライフサイクルの短い食品・日用雑貨・アパレル関係等の中小企業からは模倣品対策の観点から審査順番待ち期間の更なる短縮化のニーズがある。

（参考３）適当な審査順番待ち期間

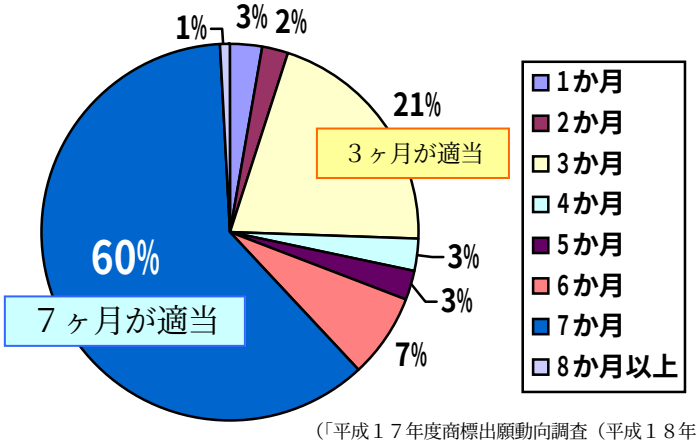

（「平成１７年度商標出願動向調査（平成１８年３月）」より）

４．検討の方向と具体案

現行の早期審査・審理制度の枠組みに加え、「出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願」についても早期審査・早期審理の対象に追加することとし、ユーザーニーズに応じた審査順番待ち期間の実現を目指す。

①　我が国の商標法は、登録主義を採用し、登録するための要件として、出願された商標の現実の使用を必要とせず、使用の意思を有すれば足りることとしているが、将来においても使用されないことが明らかな商標までも登録して保護するものでないことは同法第１条（目的）及び第 50 条（商標登録取消審判）の趣旨からみても当然のことといえる。

②　一方で、特許庁が実施した「平成１７年度商標出願動向調査（平成１８年３月発行）によれば、商標登録出願の指定商品等の記載状況については、使用予定のない商品・サービスを指定商品・役務として記載することが７９％におよび、出願商標を使用する商品・役務のみを指定することは２１％に限られる実態となっている。

（参考４）指定商品の記載状況

使用予定のない商品・役務の指定の有無

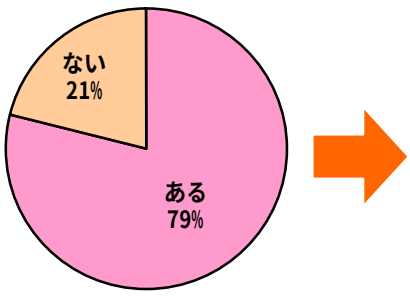

（「平成１７年度商標出願動向調査（平成１８年３月）」より）

「ある」の理由

①２９％：他の商品やサービスに展開する予定はないが、権利を広く確保したい
②２４％：出願後に他の商品やサービスに展開する予定がある
③２４％：同一区分内であれば、使用しない商品・役務を指定しても出願料が変わらないため
④１４％：競合他社の参入を防ぐため
⑤　６％：ライセンスをすることを想定して
⑥　３％：その他

③　商標が現実に使用されることにより、その商標に商標法の保護に値する信用の蓄積がされることから、このような商標については、早期に権利化を図ることが重要である。また、商標が使用されているとはいえないまでも、使用の準備を相当程度進めている[4]のであれば、現実の使用と同等のものと考えられることから、そのような商標についても同様に早期に権利化を図ることが重要である。

④　そうとすれば、指定商品・役務について現実の使用又は使用の準備を相当程度進めている商標に係る出願であることを出願人等が明らかにした場合には、他に権利化についての緊急性を求めるまでもなく、出願人等の申出に応じ、早期審査制度の対象に追加するのが適当であると考えられる。

⑤　他方、②で示したように使用予定のない商品・役務をも指定している出願があるが、出願商標が現実の使用又は使用の準備を相当程度進めていることを確認できない商品・役務については、上記のような特段の早期権利化の必要性が考えられないため、新たに早期審査制度の対象に追加するものは、「出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願」とするのが適当と考えられる。

⑥　なお、「出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願」を新たに早期審査の対象とすることにより、早期権利化を望む出願人は、実際に使用をする商品・役務のみを指定する、つまり、使用しない商品・役務は指定しないことになり、ひいては、不使用商標対策にも有効となってくることが考えられる。

⑦　また、商標登録出願の早期審査制度に新たな対象となる出願を追加することに伴い、同様の理由により、早期審理についても、出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願を、新たに早期審理の対象として加えることとする。

⑧　上記運用について、パブリックコメントに付した上で、特段異論がなければ、早期に実施することとする。

---

4 「使用の準備を相当程度進めている」とは、例えば、以下のような状態をいう。
a)商標が付された指定商品・役務のチラシ、カタログ、パンフレット等の印刷についてその受発注がされた状態
b)商標が付された指定商品・役務の広告についてその受発注がされた状態
c)商標が付された指定商品・役務の販売（提供）に関するプレス発表や新聞記事への掲載がされた状態
d)商標を付した役務の提供の用に供する物の作成について、その受発注がされた状態